

外貨リレー定期預金
外貨定期預金 **規定集**
(非居住者円定期預金を含む)



外貨定期預金取引共通規定

1.(預金の受入)

- (1) この預金には現金、外国通貨のほか当店を支払い場所とする円貨建および外貨建手形・小切手等(以下「証券類」といいます。)を受入れます。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金となりません。不渡りとなった証券類は、この証書または通帳と引換えに当店で返却します。

2.(変更、取消等)

- (1) この預金に関する取引日、金額、利率、適用外国為替相場、為替予約等の取引条件について、いったん合意したうちは、当該取引実行の前後を問わず変更または取消はできません。
- (2) 前項にかかわらず、当行がやむをえないものと認めて当該取引条件の変更または取消に応じる場合には、これにより発生するいっさいの手数料、費用、損害金等を預金者が直ちに支払うものとします。

3.(換算相場)

円を対価とする外貨の買入れまたは売却は、当行所定の換算相場によります。

4.(手数料)

この預金と同一通貨の外貨で預入れ、また払戻す場合には、当行所定の手数料をいただきます。

5.(成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

6.(届出事項の変更・証書または通帳の再発行等)

- (1) この証書または通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届け出て下さい。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この証書・通帳または印章を失った場合の証書または通帳の再発行もしくは元利金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7.(印鑑照合等)

この証書または当行所定の払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱いの場合は、それらの書類につき偽造・変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

8.(反社会的勢力との取引謝絶)

この預金口座は、第9条第1項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第1項各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

9.(解約等)

次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な要求を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、また暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

10.(譲渡・質入れの禁止)

この預金証書および通帳は、当行の承諾なしに譲渡・質入れはできません。

11.(保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱とします

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書または当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、証書または通帳が交付されている場合には、この証書または通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

前「 」の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

前「 」による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息については、次のとおりとします。
相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については相殺時当日の当行所定の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺できるものとします。

12.(管理法規の準拠)

この預金は、上記の規定によるほか、外国為替関連法の定めに従って取扱います。

13.(規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

盗難された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補てんならびに本人確認の取扱いに関する特約

1.(特約の適用範囲等)

- (1) この特約は個人のお客さまの預金取引に適用されます。
- (2) この特約は、以下の取扱を定めるものです。
盗難された通帳、証書(以下、「通帳等」といいます。)を用いて不正な払戻し(解約ならびに当座貸越を利用した払戻しを含みます。)が行われた場合における取扱本人確認(預金の払戻しにおける権限の確認をいいます。)に関する取扱
- (3) この特約は、各種預金規定(以下「原規定」といいます。)の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

2.(盗難された通帳等による不正な預金払戻し等)

- (1) 盗難された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。
当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失(重大な過失を

除く)があることを当行が証明した場合には、とうこうは補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合
C 本人が被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項についての偽りの説明を行った場合

戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じたまたはこれに付随して通帳が盗難にあった場合

- (5) 当行が当該預金について本人に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求に応じることはできません。
- (6) 当行は、不正な払戻しを受けた者その他の第三者から本人が損害賠償または不当利得返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、不正払戻しにより被った被害について本人が請求できる保険金相当額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。
- (7) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行ったときは、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻し請求権は消滅します。
- (8) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して本人が有する損害賠償請求権、不当利得返還請求権、保険金等請求権およびその他の権利を取得するものとします。

3.(預金の払戻しにおける本人確認)

預金の払戻しにおいて、原規定に定めのある払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

この「外貨定期預金取引共通規定」は、この規定集のすべての外貨定期預金に適用いたしますので、該当する外貨定期預金の規定とともにぜひご一読ください。

外貨リレー定期預金規定

1.(自動継続)

- (1) この預金は、証書または通帳に記載の満期日に、あらかじめ指定された期間(以下「預入期間」といいます。)の外貨定期預金に自動的に継続します。この場合、継続後の満期日は、証書または通帳に記載の継続前の満期日の「預入期間」後の応答日(以下「この応答日」といいます。)とします。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、この証書の受取欄または当行所定の払戻請求書に届出の印鑑(または署名鑑)により記名押印のうえ通帳とともに当行に提出して下さい。この証書または払戻請求書の提出があったときは、この預金

は満期日以降に支払います。

2.(利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数および証書または通帳に記載の利率(継続後の預金については上記1.(2)の利率)によって計算します。この利息はあらかじめ、満期日に指定された国内預金口座へ入金するか、元金に組入れて継続します。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以降にこの預金とともに支払います。
- (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息は預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について解約日における当行所定の利率によって計算し、預金とともに支払います。

この預金の付利単位は当該1補助単位とし、1年を365日として日割で計算します。

3.(預金の解約)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約するときは、この証書の受取欄または当行所定の払戻請求書に届出の印鑑(または証明鑑)により記名押印のうえ当行に提出してください。ただし、銀行休業日または外国為替市場が閉鎖されているときは、原則として解約できません。

4.(為替予約)

為替相場を確定するための為替予約は、この預金の継続を停止する場合にかぎり締結することができます。為替予約の取扱いについては、外国為替予約取引約定書の各条項に従って取扱います。

外貨定期預金規定

1.(預金の支払時期)

この預金は、表面記載の満期日に利息とともに支払います。

2.(利息)

- (1) この預金の利息は、表面記載の期間、利率によって計算します。
- (2) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日までの日数について解約日における当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

3.(預金の解約)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約するときは、この証書の受取欄または当行所定の払戻請求書に届出の印鑑(または署名鑑)により記名押印のうえ通帳とともに当行に提出してください。ただし、銀行休業日または外国為替市場が閉鎖されているときは、原則として解約できません。

4.(為替予約)

為替相場を確定するため、為替予約を締結することができます。為替予約の取扱いについては、外国為替予約取引約定書の各条項に従って取扱います。

5.(預金の満期日以降の扱い)

この預金の満期日に解約の申出がない場合、満期日以後の利息は、当行所定の利率によって計算し、この預金の支払時とともに支払います。

情報端末による金融商品契約の申込等に関する特約条項

この特約は、当行の定める情報端末を利用して金融商品契約の申込手続を行う場合に、お客さまから申出があり、かつ、当行がこれを承諾したときに、主たる約款・規定に付加して適用します。この場合、お客さまは、申込書への記載にかえて、情報端末に表

示された申込画面に必要な事項を入力、または確認し、電子サインを行うことにより申込をすることができるとします。

なお、その際、印鑑の徴求は行いません。

この場合は「外貨リレー定期預金・外貨定期預金(非居住者円定期預金を含む)規定集」の規定中の「申込書」は「情報端末の申込画面」、「署名」「記名押印」は「電子サイン」とそれぞれ読替えるものとし、その他電子サインにより、署名、押印を省略することと矛盾する約款・規定は適用されないものとします。

また、お客さまから電子サインをいただいているお取り扱いの場合、その他一切の事情から生じた損害については、当行はその責任を負いません。

非居住者円定期預金については、情報端末による申込はできません。

以上